

# 地域に根差した再エネ導入の促進

2020年10月26日

資源エネルギー庁

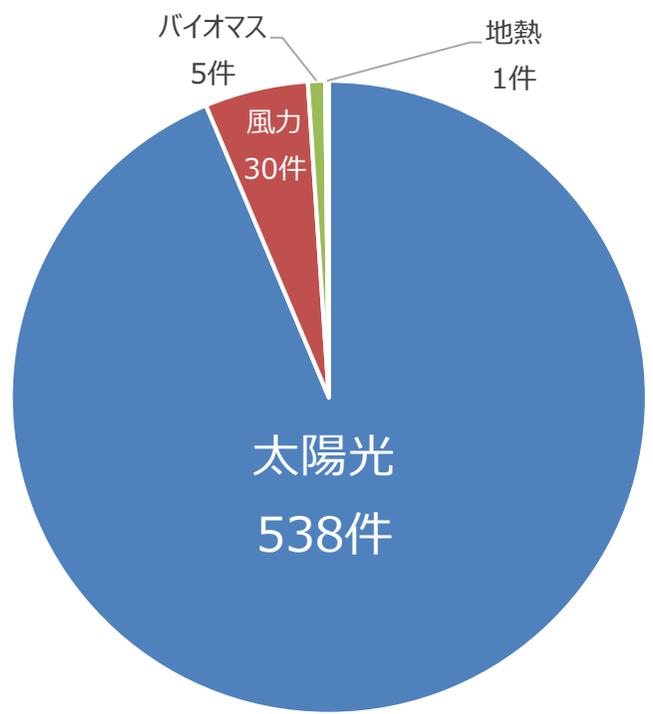
# 地域に根差した再エネ導入の推進の意義

- 再エネが地域や社会から受容され、持続可能な形で導入が拡大していくような「再エネ型の地域社会」を構築するためには、事業の開始から終了まで一貫して、適正かつ適切に再エネ発電事業が実施されることが担保され、地域に根差した長期安定的な事業として定着し、地域からの信頼を確保することが不可欠である。
- そのため、これまでも主に以下のような取組を進めてきたところである。
  - 2016年法改正を踏まえ、条例を含む関係法令遵守を認定基準として規定（2017年）
  - 事業計画策定ガイドラインにおいて住民との適切なコミュニケーションを努力義務化（2017年）
  - 地方自治体の条例等の先進事例を共有する情報連絡会の設置（2018年）
  - 廃棄費用の積立計画と進捗状況の報告を求め、実施状況を公表（2018年）
  - 分割や飛び地等のFIT制度の趣旨を逸脱した案件に対応するための随時の運用見直し
- しかしながら、FIT制度を契機に急速に拡大してきた太陽光発電を中心に、事業実施に対する地域の懸念は依然として存在している。こうした懸念を払拭し、責任ある長期安定的な事業運営が確保される環境を構築することが必要である。

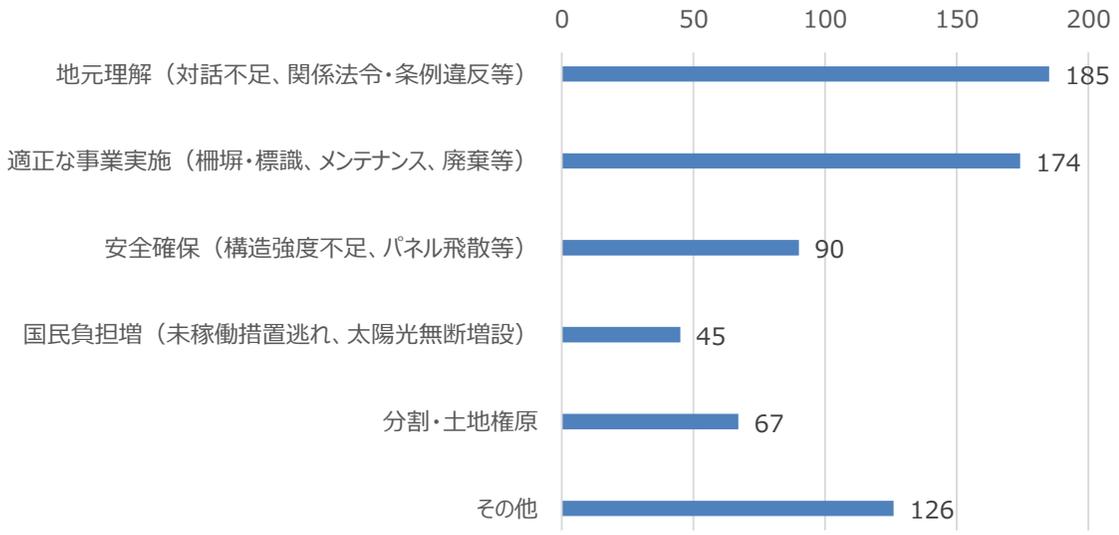
# 不適切案件に関する情報提供フォーム（資源エネルギー庁HP）への相談内容

● 地方自治体や住民の方々からの懸念事例の相談を受け付けるため、2016年10月から、資源エネルギー庁のHP上に「不適切案件に関する情報提供フォーム」を設置している。

＜情報提供フォーム（資源エネルギー庁HP）への相談内容（電源種別）＞  
※2016年10月～2020年9月までの通報内容



＜情報提供フォーム（資源エネルギー庁HP）への相談内容（内容別）＞  
※2016年10月～2020年9月までの相談内容



※ 1つの相談内容に複数の項目が含まれている場合、それぞれの項目でカウントしているため、総相談件数と一致しない

# 情報提供フォームに寄せられた地方自治体や住民の方々の声の分析

- 2016年10月から2020年9月までに574件の相談を受け付けており、柵塀・標識設置等の再工  
ネ特措法の義務に関する内容については、地方経済産業局に共有し対応しているほか、関係法令  
（条例含む）に関する相談については地方自治体等の関係行政機関への共有、安全に関するも  
のについては保安部局への共有を行い、対応を要するものについては、指導等を行っている。
- 情報提供フォームに寄せられた相談内容を大きく分類すると、
  - ① 地元の理解を得ないまま事業が進んでいくことへの懸念（事業者の情報が不透明、説明会の開  
催や住民への説明等の対話が不十分）
  - ② 適正な発電事業が一貫して行われるかへの懸念（事業当初～事業中の柵塀・標識の未設置や  
メンテナンス不良、事業終了後の廃棄）
  - ③ 事業実施の大前提となる安全に関する取組への懸念（構造強度への不安、パネル飛散等）  
となっている。
- また、無断での太陽光パネル増設や太陽光未稼働措置の手續違反といった国民負担の増大につ  
ながる事案への懸念も示されている。

# 分析結果を踏まえた検討事項

- 情報提供フォームに寄せられた声を分析した結果を踏まえ、以下の事項について検討を行う。

## 1. 地元理解の促進に向けた取組

- ① **認定前時点での自治体への情報提供**：申請に係る情報について認定前に関係自治体へ情報提供し、申請時点から関係法令遵守の観点で自治体が案件に関与し、当該事業者とコミュニケーションをとることで、地域と調和的な再エネの導入に繋がる
- ② **公表情報の拡充**：事業実施に関する透明性を高めることで、事業への地元理解につなげる
- ③ **条例データベースの構築**：地元との対話の枠組みとなる条例について、各地の事例に関するデータベースを構築するとともに、先進的な事例について共有し、地域の実情に応じた条例策定を後押しする（なお、事業者側にとっても、こういった条例手続が必要か把握でき、円滑な事業実施につながると考えられる）

## 2. 開始から終了まで一貫した適正な事業実施の確保

- ① **柵塀・標識の未設置事業者への対応**：第三者が容易に触れられないようにするとともに、事故時等において連絡が取れるようにすることが重要
- ② **廃棄等費用の積立て**：事業実施後に太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないかと地域への不安への対応

## 3. 安全の確保

- ① **事故報告の対象範囲の拡大に関する制度周知**：小出力発電設備の事故報告対象化が、改正電気事業法の施行日（2021年4月1日）に予定されており、設置者等に対して十分な周知を行い制度を円滑に実施

## 4. 国民負担抑制への取組

- ① **太陽光未稼働措置に関するフォローアップ**：価格維持期限に間に合わせるため、着工申込提出の前提となる要件を満たさず申込を行うことは、適時の価格適用逃れの可能性があることから、要件適合性の確認を実施
- ② **太陽光パネルの無断増設等への対応**：無断での太陽光パネルの増設等は事後的な国民負担増となることから、増設疑義案件に対する確認を実施

**1. 地元理解の促進に向けた取組**

2. 開始から終了まで一貫した適正な事業実施の確保

3. 安全の確保

4. 国民負担抑制への取組

## ① 認定前時点での自治体への情報提供（自治体との連携強化）

- 再エネ特措法では、FITの認定にあたり、認定基準の一つとして、再エネ発電事業者に対して、条例を含む関係法令の遵守義務を求めている。
- これまで、地元の地方自治体からの相談及びヒアリングによると、FIT認定後ではなくFIT申請時点から事業者とよく連絡を取りたいといった具体的な声が聞かれた。
- また、条例をはじめとする法令遵守状況や安全上の問題への地元の懸念にしっかりと対応するため、認定時点よりも早いタイミングである申請時点で情報を共有し、自治体との連携を強化することは、地元の理解促進、地域共生に資する。
- これらを踏まえ、申請事業者の個人情報保護の観点に十分留意しつつ、必要な限度で、発電設備の立地する自治体に限り、当該事業者から経済産業省に対し、域内で再エネ特措法に基づく認定申請があった事実及び事業者名、設置場所等の法令遵守状況の確認のために必要な情報を共有することとしてはどうか。
- これにより、申請時点から関係法令遵守の観点で自治体が案件に関与し、当該事業者とコミュニケーションをとることが可能となり、地域と調和的な再エネの導入に繋がると考えられる。

## ②国民への更なる情報提供（公表情報の拡充）

- 前回改正法に基づき、現在、国民への情報提供に資する目的で、再エネ発電事業計画に記載された事項の一部を経済産業省ホームページにおいて公表している。
- 今般の改正法において、再エネ発電事業計画に記載された事項に留まらず、認定計画の実施の状況に関する情報の公表に関する規定が設けられたことを踏まえ、計画記載事項の追加的公表を含め、地元の理解促進、地域共生に資する情報を公表する。
- 公表情報の拡充の検討に当たって地方自治体へのヒアリングを行った結果や、廃棄WGにおける御指摘を踏まえ、以下の項目を新たに公表することとしてはどうか。また、今後更に地元の理解促進や地域共生に資する情報が明らかになった場合には追加を検討することとしてはどうか。

- ① 稼働・未稼働の情報を把握することによって、自治体独自の指導等を効率的に行うことが出来るという声
  - 発電設備の稼働(運転開始月含む)・未稼働の状況【事業計画に記載なし】
- ② 自家消費要件への該当性を把握し、災害時において地域において活用したいという声
  - 地域活用要件への該当性(低圧太陽光発電設備)【事業計画に記載あり】
- ③ 廃棄等費用の積立て状況や内部積立ての取組について公表することで、適切に積立てがなされていることが明らかとなり、事業後の不法投棄等の地域の懸念解消につながるという御指摘
  - 廃棄等費用の積立てに関する情報【事業計画に今後記載予定】

# (参考) 公表情報の拡大に関する再エネ促進法の条文 (部分抜粋)

(報告徴収及び立入検査等)

第五十二条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、送電事業者、小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対し、その業務の状況、認定発電設備の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、認定事業者、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、送電事業者、小売電気事業者又は登録特定送配電事業者の事業所若しくは事務所若しくは認定発電設備を設置する場所に立ち入り、帳簿、書類、認定発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2～5 (略)

**6 経済産業大臣は、第一項の規定により報告を受けた事項その他この法律の規定により収集した情報を整理して、認定計画の実施の状況に関する情報を公表するものとする。**

# (参考) 認定基準の遵守 (公表情報の拡大)

2020/07/22 再エネ大量導入・次世代NW小委員会 (第18回) ・再エネ主力化小委員会 (第6回) 合同会議 資料2

- 再エネ特措法に基づき、**再エネ発電事業計画に記載された事項** (認定事業者名、発電設備の出力等) について、**経済産業省ホームページにおいて公表**している。
- 2020年6月に成立した今般の改正法において、**再エネ発電事業計画に記載された事項以外の情報の公表に関する規定**を設けた。
- 今後、**地方自治体へのヒアリング**等を実施し、**公表事項・公表方法について詳細検討**を行う。



## 現在の公表情報

設備ID	(例) X11111111
発電事業者名	(例) 経産 太郎株式会社
代表者名	(例) 経産 太郎
事業者の住所	(例) 東京都千代田区…
事業者の電話番号	(例) 03-XXXX-XXXX
発電設備区分	(例) 太陽光
発電出力 (kW)	(例) XX kW
発電設備の所在地	(例) 東京都千代田区…
太陽電池の合計出力 (kW)	(例) XX kW
新規認定日	(例) 2020年7月14日
廃棄費用の積立状況	(例) 開示不同意

<経済産業省ホームページ (なっとく! 再生可能エネルギー) >

### ③再エネ導入に関する条例のデータベース構築

- FIT制度開始以降、大量に再エネ設備の導入が進んだこともあり、地方自治体による再エネ導入に関する条例やガイドラインの策定数がここ数年大きく伸びている。また、再エネ特措法においては、2017年から条例を含む関係法令遵守を認定基準とし、地域の実情に応じた条例への違反に対し、再エネ特措法に基づく指導等が可能となっている。
- そのため、全国の自治体の再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例等の制定状況やその内容について網羅的に調査し、各自治体における地域の実情に応じた条例の策定を後押しする。その際、
  - ① どのように地域との共生を図っているのか（措置内容、住民説明会の要否等）、
  - ② 景観条例等の既存の枠組みに再エネ発電設備を位置づけたのか・新規で策定したのか、
  - ③ 対象電源種は何か等の内容・類型についても詳細に分析し、各地の条例のデータベースを構築するとともに、地域の実情に応じた条例や効果をあげている条例などのグッドプラクティスについても取りまとめ、地域連絡会等も活用し、積極的に各自治体に共有してはどうか。

#### <自治体における再エネ発電事業に関する条例>

静岡県富士宮市（富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例）（2015年7月1日施行）

世界遺産の富士山等の景観や自然環境等と再生可能エネルギーの調和を図る必要性。  
→ 一定規模以上の太陽光・風力発電事業を実施しようとする場合は、市長への届出と市長の同意が必要。 ※ 景観保護上重要な区域については、市長は原則同意しない。

兵庫県（太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例）（2017年7月1日施行）

景観の阻害、太陽光パネルの反射光による住環境の悪化、土地の形質変更に伴う防災機能の低下、近隣住民への説明不足等によるトラブルに対応する必要性。  
→ 一定規模以上の太陽光・風力発電設備を設置しようとする場合は、知事への届出が必要。

和歌山県（太陽光発電事業の実施に関する条例）（2018年6月22日全面施行）

山林や傾斜地を開発する太陽光発電事業計画の増加による防災上の問題、環境面や景観面での悪影響や、近隣住民への説明不足等によるトラブルに対応する必要性。  
→ 一定規模以上の太陽光発電事業を実施しようとする場合は、知事の認定が必要。

# (参考) 認定基準の遵守 (地域連絡会の活用)

2020/07/22 再エネ大量導入・次世代NW小委員会 (第18回) ・再エネ主力化小委員会 (第6回) 合同会議 資料 2

- FIT制度の開始以降、全国の各地域でトラブルになる再エネ設備が増加。このため、FIT法では、**条例も含めた関係法令の遵守を義務付け、関係法令遵守違反の場合には、指導及び助言、改善命令、認定取消し等の対応を行うこと**としている。条例を関係法令に含めたのは、**地域の特性や事情が様々であることから、地域でのルールを国が法令等で一方的・一律的に求めることは適切ではない**という考え方によるもの。
- 上記の仕組みが実効性あるものとなるためには、**地方自治体による条例策定等の自立的な制度整備が必要となるが、国もそれを支援することが求められている**。
- このため、条例策定等の**地域での再エネ理解促進のための先進的な取組を進めている自治体の事例等を全国に共有する場として、地方自治体と関係省庁を参加者とする連絡会を設置し、これまで4回実施**。

## <開催実績> (括弧内は説明者)

### 2018年10月30日 第1回

- ・FIT法の枠組みと法執行状況について
- ・地方自治体における条例制定の事例について
- ・地域との共生を推進するための枠組み事例について (静岡県、大阪府)
- ・環境影響評価にかかる検討状況について (環境省)

### 2019年2月25日 第2回

- ・分散型エネルギーシステムの構築や地域循環共生圏の形成に向けた取組について (環境省)
- ・再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会中間整理(第2次)での系統問題に関する検討について (エネ庁)
- ・FIT認定基準に基づく標識・柵塀の設置義務違反に係る取り締まり方針について (エネ庁)

### 2019年6月28日 第3回

- ・太陽光発電の長期安定電源化に向けた自治体の役割について (三菱総研)
- ・分散エネルギーシステムの確立に向けた取組について (エネ庁)
- ・太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関する検討について (エネ庁)

### 2019年12月6日 第4回

- ・地域社会からの信頼確保 (適正な事業実施の確保について (エネ庁) )
- ・安全対策 (太陽光発電設備の自立運転機能の周知について (エネ庁) 等)
- ・地域と共生した再エネ事業の形成 (地域共生型再エネの導入促進について (エネ庁) 等)
- ・地域再エネ車座トーク (仮) の開催について (エネ庁)

## <各自治体における先進的な取組の例>

### ①自治体における再エネ発電設備に係る条例の策定

兵庫県太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例

### ②地方創生につながる再エネ関連事業の実施

鳥取県米子市鳥取県米子市・ローカルエナジー株式会社は地元企業5社の共同出資により、2015年に地域エネルギー会社として設立。調達電力の約6割が、地域内のエネルギー。需給管理を自前で実施し、地域の特性に合わせた最適な需給調整を可能とし、地域に新たな雇用を創出。

### ③自治体を中心としたメンテナンス体制の整備

具体例：浜松市における保守点検事業者データベースの公表、太陽光発電サポート協議会の設立

1. 地元理解の促進に向けた取組
- 2. 開始から終了まで一貫した適正な事業実施の確保**
3. 安全の確保
4. 国民負担抑制への取組

# ① 柵塀・標識設置に関する取組

## <前提・制度趣旨>

- 再エネ特措法に基づき、①緊急時に連絡を取ることができるようにする、②適切に保守点検・維持管理し、第三者が容易に近づけないようにする観点から、認定事業者に対し、設置する設備に標識及び柵塀等の設置が義務付けられている。

## <これまでの対応・課題>

- これまで、2018年11月に設置義務について注意喚起を行ったほか、情報提供フォームや自治体・住民から柵塀・標識が未設置との情報が寄せられた案件については、その都度、必要に応じ、口頭指導や現場確認を行い、改善を促している。

**2019年11月時点：132件指導（現時点で131件改善確認、1件確認中）**

**⇒2020年10月時点：163件指導（85件改善、78件改善待ち・対応確認中）**

**※2019年11月以降、新たに対応した件数**

- しかしながら、柵塀等設置状況調査（2019年度実施。162件）によれば、柵塀は5.6%が、標識については44.4%が未設置であり、引き続き対応が必要。

## <対応>

- こうした状況を踏まえ、以下のような対応を取ることとしてはどうか。

① 既認定案件：より多くの事案に対応するため、外部委託等も活用しながら通報案件への対応体制を強化する。

※ 一部地方局管内において、自治体から個別に1000件を超える通報があったため、先行的に外部委託による体制強化を措置。今後、本格的に実施。

② 新規案件：低圧太陽光発電設備以外については、申請時に柵・標識の設置場所の提出を求めていたが、新たに低圧太陽光発電設備についても求めることとする。また、全ての案件に対し、供給開始までに設置することについて、新たに誓約書を求める。

③ 全ての案件：依然として柵塀・標識の設置義務に関する認識が乏しい事業者がいるため、当該設置義務について全認定事業者に対してメールを一斉発出する。加えて、HP上においても同様の注意喚起を行う。

# ② 廃棄等費用の確実な積立てを担保する制度の検討状況

- **太陽光発電設備が、発電事業終了後、放置・不法投棄されるという懸念**に対応するため、**廃棄等費用確保WG**において「**廃棄等費用の確実な積立てを担保する制度**」について検討し、**2019年12月に同WG中間整理**を公表。
- **本年6月**、同制度に必要な法律事項を含む**エネルギー供給強靱化法が成立**。その後、同年**10月19日に同WG（第8回）を開催**し、FIP認定事業における外部積立ての際に積立不足が発生した場合の対応や、内部積立条件における保険・保証の取扱いなど、中間整理および同法をふまえて施行に向けて**更なる検討が必要な事項について御審議いただき、合意された**。
- 2022年7月に最も早い事業の積立てが開始するため、今後、できるだけ早期に準備や周知を進めていく。

## 太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するWG

### 委員等名簿

- ◆座長 若尾 真治 早稲田大学理工学術院 教授
- ◆委員 井澤 依子 EY新日本有限責任監査法人 パートナー 公認会計士
- 市村 拓斗 森・濱田松本法律事務所 パートナー 弁護士
- 大石 美奈子 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 代表理事・副会長
- 小野田 弘士 早稲田大学大学院環境・エネルギー研究科 教授
- 長峯 卓 一般社団法人太陽光発電協会 政策推進部長
- 松本 真由美 東京大学教養学部附属教養教育高度化機構 環境エネルギー科学特別部門 客員准教授
- 柳田 陽子 三菱UFJ（全国銀行協会 会長行）ソリューション本部ソリューションプロダクト部部長（プロジェクトファイナンス担当）
- 山下 紀明 環境エネルギー政策研究所 主任研究員（理事）
- ◆オブザーバー 東京電力エナジーパートナー  
環境省 環境再生・資源循環局  
一般社団法人低炭素投資促進機構  
電力広域的運営推進機関

### 開催実績&議題

- 2019年**
- 4月11日 第1回 太陽光発電設備の廃棄等費用の積立てを担保する制度に関する検討の方向性
  - 6月6日 第2回 ヒアリング（発電事業）、ヒアリング（解体・廃棄物処理）
  - 7月23日 第3回 ヒアリング（地方自治体）、ヒアリング（金融機関）、ヒアリング（買取義務者）
  - 8月26日 第4回 詳細検討①（1）積立金の金額水準・単価・頻度・時期①、（2）積立金の取戻し条件①
  - 9月24日 第5回 詳細検討②（1）積立金の金額水準・単価・頻度・時期②、（2）積立金の取戻し条件②、（3）既存の積立てとの関係、（4）内部積立てに関する論点①
  - 10月29日 第6回 詳細検討③（1）外部積立てに関する論点（発電事業者が倒産した場合への対応、積立金の管理機関のガバナンス等、特定契約との関係）（2）内部積立てに関する論点②、（3）再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会の議論を踏まえて補足的に検討すべき事項、（4）施行時期
  - 11月26日 第7回 中間整理（案）について
  - 12月10日 中間整理 公表
- 2020年**
- 10月19日 第8回 詳細検討④（1）エネルギー供給強靱化法の成立、（2）中間整理・エネルギー供給強靱化法をふまえた報告・検討

## ②第8回廃棄等費用確保WGの結果概要

10月19日、第8回廃棄等費用確保WGを開催。以下の方向で進めることが取りまとまった。

- ① **FIT認定事業における外部積立て**については、認定事業者と買取義務者との間で積立金と買取費用を、買取義務者と推進機関との間で積立金と交付金を、それぞれ相殺する方向で具体的な制度設計を進める。
- ② **FIP認定事業における外部積立て**については、基準価格の算定において想定されている廃棄等費用を、交付期間終了前10年間で積み立てることとし、その他、積立金の取戻しや内部積立てを認める条件等についても、FIT認定事業と同等とする。また、供給促進交付金の額が解体等積立金の額に不足する場合には、当該不足額について、1年分程度をまとめて認定事業者に通知し、振込等の方法により積み立てることを求める。一時調達契約により電気を供給するときは、FIT認定事業における外部積立てと同様の方法により、市場取引等による電気供給をするときと同水準の積立てを求める。
- ③ **複数太陽光発電設備事業等**については、廃棄等費用の確実な積立てを担保する制度の対象とする。
- ④ **積立金の一部取戻し**については、廃棄される太陽光パネルが、認定上の太陽光パネル出力の15%以上かつ50kW以上を廃棄することを要件とする。また、その際に取戻し可能な金額についても、廃棄する太陽光パネルの割合等に応じた下限を設ける。
- ⑤ **積立金の管理機関**は、エネルギー供給強靱化法により、電力広域的運営推進機関になることとなった（報告）。
- ⑥ **内部積立てに関して残されていた論点**について、以下のとおり整理する。
  - **保険・保証**については、契約の効力が切れるまでに契約を更新等をしない場合に保険者・保証人が履行責任を負うこと、保険者・保証人が一定の信用格付けを有していることを条件として、保険・保証による内部積立てを認める。
  - **上場インフラファンド投資法人**については、投資法人と認定事業者で結ばれた契約上、両者に財務的・組織的一体性があることを示す条項が確認できれば、投資法人が上場要件を満たす限りにおいて、内部積立てを認める。
  - 上場要件に関して、**株式の上場**については、金融商品取引法に規定する金融商品取引所又は国際取引所連合加盟の取引所への上場を要件とする。**債券の上場**については、債券上場により求められる財務諸表の開示等に加え、一定の信用格付けを有していることを要件とする。
- ⑦ **積立てに係る情報の開示**については、廃棄等費用確保WG中間整理をふまえて、再エネ大量導入・次世代NW小委員会と再エネ主力化小委員会の合同会議において、他の事項の情報の開示とまとめて検討していただく。
- ⑧ **本積立て制度の実施時期**（最も早い事業が積立てを開始する時期）については、2022年7月1日とする。

# ② 廃棄等費用の確実な積立てを担保する制度（全体像）

- これまでの廃棄等費用確保WGで取りまとめられた廃棄等費用の確実な積立てを担保する制度の全体像は以下のとおり。
- 対象は、**10kW以上すべての太陽光発電※のFIT・FIP認定事業**。 ※ただし、複数太陽光発電設備事業も対象。

	原則、源泉徴収的な外部積立て	例外的に、内部積立てを許容
廃棄処理の責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 積立ての方法・金額にかかわらず、<b>最終的に排出者が廃棄処理の責任を負うことが大前提</b></li> </ul>	
積立て主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>認定事業者</b>（ただし、内部積立てについては、上場している親会社等が廃棄等費用を確保している場合に一部例外あり）</li> </ul>	
積立て金額水準・単価	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>調達価格/基準価格の算定において想定されている廃棄等費用</b>（入札案件は最低落札価格を基準に調整）</li> <li>● <b>供給電力量（kWh）ベース</b></li> <li>※ 実際の廃棄処理で不足が発生した場合は事業者が確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>調達価格/基準価格の算定において想定されている廃棄等費用と同水準（認定容量（kW）ベース）以上</b></li> <li>※ 実際の廃棄処理で不足が発生した場合は事業者が確保</li> </ul>
積立て時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>調達期間/交付期間の終了前10年間</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>外部積立てと同じか、より早い時期</b></li> </ul>
積立て頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>調達価格の支払・交付金の交付と同頻度</b>（現行制度では月1回） ※FIP認定事業で積立不足が発生した場合は、当該不足分は1年程度分まとめて積み立てる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>定期報告（年1回）</b>により廃棄等費用の積立て状況を確認</li> </ul>
積立金の使途・取戻し	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 取戻しは、<b>廃棄処理が確実に見込まれる資料提出</b>が必要</li> <li>● <b>調達期間/交付期間終了後は、事業終了・縮小のほか、パネル交換して事業継続する際</b>にも、パネルが一定値を超える場合に取戻しを認める ※具体的には、認定上の太陽光パネル出力の15%以上かつ50kW以上</li> <li>● <b>調達期間/交付期間中は、事業終了・縮小のみ</b>取戻しを認める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本的に、外部積立てと同じ場合のみ、取崩し</li> <li>● <b>修繕等で資金が必要な場合の一時的な使用を認めるが、原則、1年以内に再び基準を満たす積み増しが必要</b></li> </ul>
積立金の確保・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>電力広域的運営推進機関に外部積立て</b></li> <li>● <b>電力広域的運営推進機関が適正に積立金を管理</b></li> <li>● <b>事業者の倒産時も、取戻し条件は維持されるため債権者は任意に取り戻せず、事業譲渡時には積立金も承継する</b></li> <li>● 積立て状況は公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>積立て主体が、使途が限定された預金口座又は金融商品取引所との関係で開示義務がある財務諸表に廃棄等費用を計上することにより確保、もしくは、資金確保の蓋然性が高い保険・保証により担保</b></li> <li>● <b>金融機関との契約による口座確認又は会計監査等による財務状況の確認</b></li> <li>● <b>内部積立条件を満たさなくなるときは、外部に積立て</b></li> <li>● 積立て状況は公表</li> </ul>
施行時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 最も早い事業が積立てを開始する時期を<b>2022年7月1日</b>とする ※事業ごとの調達期間/交付期間終了時期に応じて、順次、積立てを開始</li> </ul>	

# (参考) FIT認定事業における外部積立てスキーム図

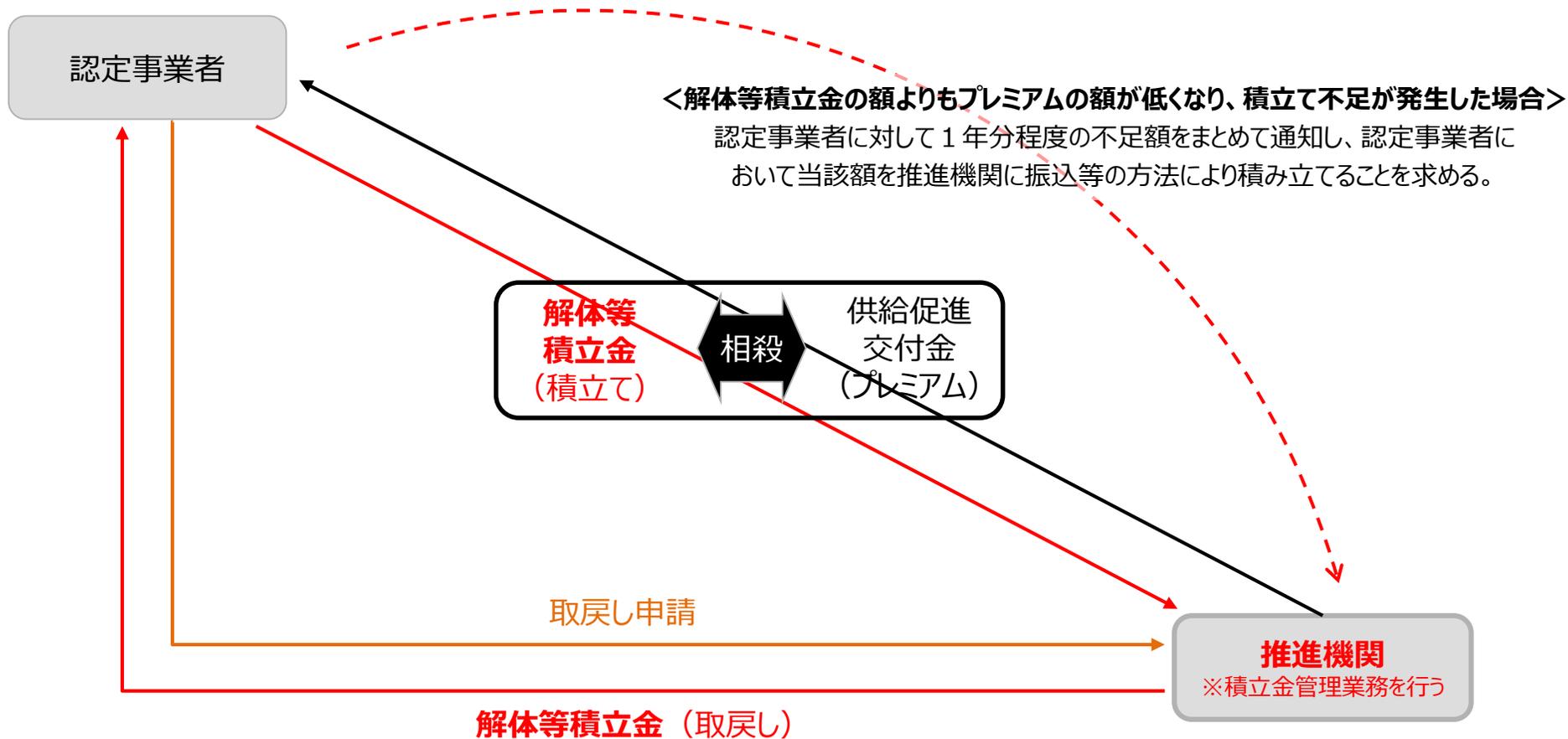
2020/10/19 太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するWG (第8回) 資料1 (一部加工)



※  内は、買取義務者が、認定事業者に対し、特定契約に基づく買取費用の額、解体等積立金の額及び相殺後の額（支払額）を通知して、支払額のみを支払う扱いとし、また、 内でも同様の扱いとすることにより、源泉徴収的な積立てを行う。

# (参考) FIP認定事業における外部積立てスキーム図

2020/10/19 太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するWG (第8回) 資料1 (一部加工)



※  内は、推進機関が、認定事業者に対し、供給促進交付金の額から解体等積立金の額を控除した額（供給促進交付金の額を限度とする。）を交付する。

## (参考) 再エネ促進法における廃棄等費用の確実な積立てを担保する制度の関連項目

- 本年6月に第201回通常国会において成立した「エネルギー供給強靱化法」に含まれる**改正再エネ特措法(再エネ促進法)**において、廃棄等費用の確実な積立てを担保する制度に**必要な法律事項を規定**。今後、廃棄等費用確保WGで取りまとめられた内容をもとに、省令等で詳細を規定する。

### <参考> エネルギー供給強靱化法に含まれる再エネ促進法「廃棄等費用の確実な積立てを担保する制度」関連条文要旨

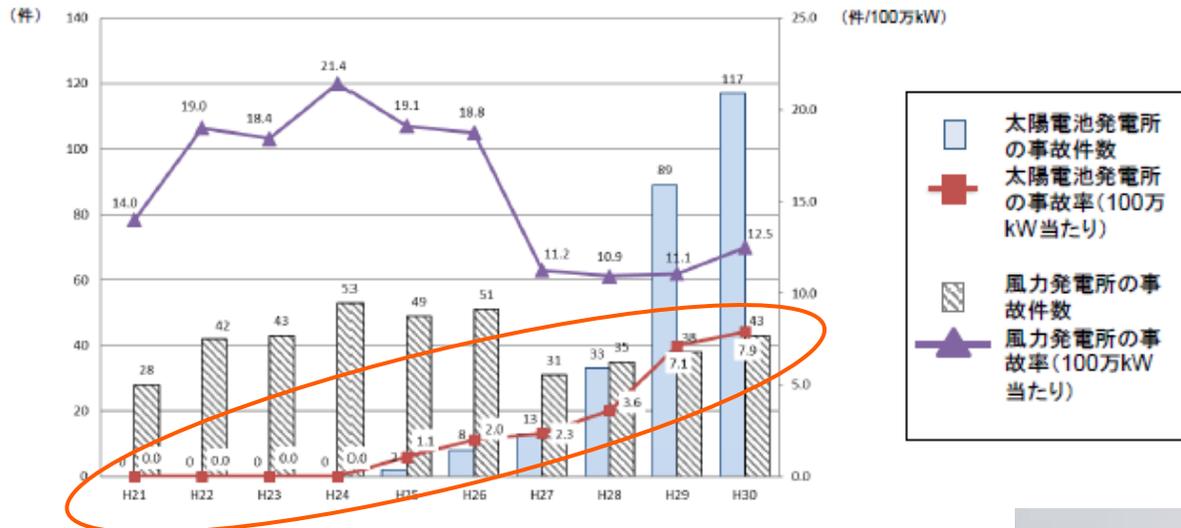
- 1 経済産業大臣が指定する積立対象区分等に該当する発電設備を用いて発電した電気を供給する**認定事業者は**、解体等に充てるための金銭を、**解体等積立金として推進機関に積み立てなければならない**。(第15条の6第1項～第3項関係)
- 2 **特定契約又は一時調達契約により**電気を供給する認定事業者は、**経済産業省令に定めるところにより**、特定契約又は一時調達契約を締結した**電気事業者を経由して**、解体等積立金の積立てを推進機関に行う。(第15条の6第4項関係)
- 3 解体等積立金の額は、経済産業省令で定める期間ごとに、**供給した電気の量に**、経済産業大臣が定める**1 kWh当たりの解体等積立基準額を乗じて得た額**とする。(第15条の7関係)
- 4 推進機関は、積立対象区分等に該当する発電設備を用いて電気を供給する認定事業者に対して**供給促進交付金を交付するときは、供給促進交付金の額から、解体等積立金の額(当該供給促進交付金の額を限度とする。)**を控除するものとし、その控除された額は、解体等積立金として推進機関に積み立てたものとみなすものとする。(第15条の8関係)
- 5 認定事業者等は、**解体等の費用に充てる場合又は経済産業省令で定める場合には**、推進機関に積み立てた**解体等積立金の全部又は一部を取り戻すことができる**。(第15条の9関係)
- 6 認定事業者等以外の者は、廃棄物処理法等により、解体等に係る措置を講じた場合において、認定事業者等にあらかじめ通知した上で、認定事業者等に代わって、解体等積立金を取り戻すことができる。(第15条の10関係)
- 7 認定事業者は、発電事業計画に、**経済産業省令で定める基準に適合する積立額及び積立て方法等が記載されている場合においては**、当該発電事業計画に従って、**上記1～6の規定にかかわらず**、解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立て、これを解体等の費用に充てることができる。(第15条の11関係)
- 8 事業の廃止により発電事業計画の認定の効力が失われ、又は認定が取り消されたときは、旧認定事業者は、発電設備の解体等を完了したことについて経済産業大臣の確認を受けなければならない。(第15条の12関係)
- 9 **推進機関は、解体等積立金管理業務を行うものとする**。(第15条の13～第15条の16関係)

1. 地元理解の促進に向けた促進
2. 開始から終了まで一貫した適正な事業実施の確保
- 3. 安全の確保**
4. 国民負担抑制への取組

# 事故の増加（再生可能エネルギー発電設備）

- 再生可能エネルギー発電設備については、電力の安定供給等を与える影響は限定的である一方、事故件数自体は多い。特に、自然災害（風雨）により、太陽電池発電所の事故は増加傾向。

## ■ 太陽電池発電所・風力発電所 事故推移



事故件数：電気工作物の損壊による事故  
 事故率：発電出力100万kWあたりの事故件数

注：電気関係報告規則改正により平成28年9月23日から事故報告の対象となる設備の出力が変更  
 太陽電池発電所：500kW以上→50kW以上  
 風力発電所：500kW以上→20kW以上

出典  
[電気保安の現状について（平成30年度電気保安統計の概要）](#) P9  
 3. 個別設備の状況  
 (2) 太陽電池、風力発電所（自家用電気工作物を設置する者）

## ■ 小出力発電設備の事故事例



<小出力太陽電池発電設備の崩落事故>

・2018年7月の西日本豪雨の発生時に、神戸市において、安全確認のため、山陽新幹線の運転を一時見合わせ。



<小出力風力発電設備のナセル落下事故>

・2019年1月、青森県つがる市において、小形風力発電設備（20kW未満）のナセルがタワー基部に落下する事故が発生。

ブレード回転直径:13.1m  
 ハブ高さ:20m

# 小出力発電設備に対する適切な規律の確保

- 改正電気事業法（エネルギー供給強靱化法）において、①小出力発電設備の所有者又は占有者を、報告徴収の対象に加えるとともに、②住宅用の太陽電池発電設備を、立入検査の対象に加える、とされたところ
- このほか、20kW～500kWの風力発電設備を使用前自己確認制度の対象化。

＜太陽電池発電設備の保安規制の対応＞

出力等条件	保安規制				
	＜事前規制＞ 安全な設備の設置を担保する措置		＜事後規制＞ 不適切事案等への対応措置		
2,000kW以上	技術基準の適合※1	電気主任技術者の選任 保安規程の届出	工事計画の届出	報告徴収 事故報告 ※報告要件の強化	立入検査
50kW～2,000kW			使用前自主検査		
			使用前自己確認 (500kW以上) ※2		
50kW未満 小出力発電設備	・民間のガイドラインやチェックリスト等と国の技術基準との連携 ・一定水準の技術者による施工・保守点検等		対象に追加	※居住の用に供されているものも含める。	

＜風力発電設備の保安規制の対応＞

出力等条件	保安規制					
	＜事前規制＞ 安全な設備の設置を担保する措置		＜事後規制＞ 不適切事案等への対応措置			
500kW以上	技術基準の適合	電気主任技術者の選任 保安規程の届出	工事計画の届出	報告徴収 事故報告	立入検査	
20kW～500kW			使用前自主検査			定期安全管理検査
			使用前自己確認制度対象に追加			
20kW未満 小出力発電設備	・民間のガイドラインやチェックリスト等と国の技術基準との連携 ・一定水準の技術者による施工・保守点検等		対象に追加			

※1 太陽電池発電設備に特化した新たな技術基準の整備  
 ※2 電気主任技術者の選任や保安規程の届出により適切な保安体制と運用を担保

# 事故報告の対象範囲の拡大に関する制度周知について

- 小出力発電設備の事故報告は、改正電気事業法の施行日（2021年4月1日）が予定されており、小出力発電設備の設置者等に対する十分な周知が必要。
- 制度を周知するチラシ、ポスターの作成においては、制度の改正内容や手続き方法を網羅するとともに、業界団体等へヒアリング調査を行い、効果的な手法を検討し、写真やイラスト、デザイン等の検討を行う。
- 事故報告の対象となる事故事象を分かりやすく解説したQ&A集の作成においては、専門家にヒアリングを行い、技術的な解説や具体的な事故事例を写真やイラストを入れて分かりやすく紹介する等の検討を行う。
- 小出力発電設備の設置者等に身近な地方自治体（特に市町村）や損害保険会社、施工保守関連団体等に対し、制度を周知するチラシ等の配布やホームページのリンク掲載など、周知への協力を依頼。

# (参考) 太陽電池発電設備に特化した新たな技術基準の策定について

- 太陽電池発電設備に関する技術基準については、現行、電気設備に関する技術基準の解釈の中で規定。
- 設備の増加や設置形態の多様化等を踏まえ、民間の規格や認証制度と柔軟かつ迅速に連携できるように、太陽電池発電設備に特化した新たな技術基準を検討。これにより関連する規格等を技術基準に集約し、一覧性を高める。
- 2021年当初にパブリックコメントを開始し、当年度内の施行を目指す。

## <太陽電池発電設備の設置形態の多様化>



住宅用屋根設置



野立て（平地）



水上設置型



営農型

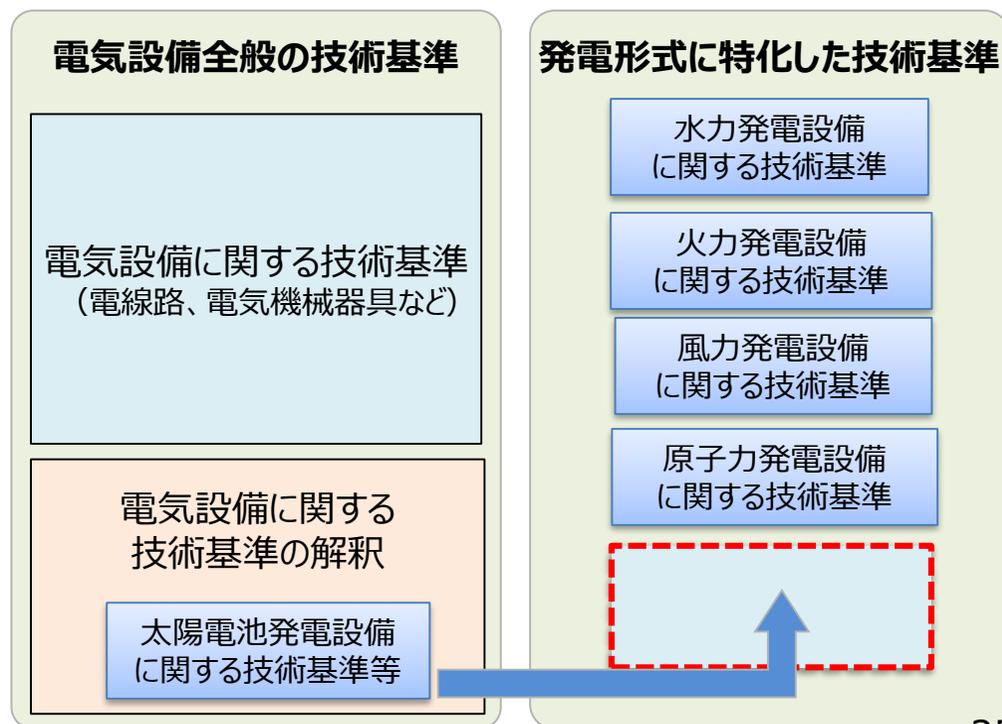


図1-1. 技術基準の策定イメージ

1. 地元とのコミュニケーション促進
2. 開始から終了まで一貫した適正な事業実施の確保
3. 安全の確保
4. **国民負担抑制への取組**

# ① 未稼働措置フォローアップ（着工申込の前提条件の確認）

## <前提・制度趣旨>

- 2018年12月の未稼働措置では、過去（認定時点）の高いコストではなく、運転開始時点でのコストを反映した適正な調達価格を適用することとし、一定の期限までに運転開始準備段階に入ったもの（送配電事業者が系統連系工事の申込みを不備なく受領したもの）は、従来の調達価格を維持することとした。
- 系統連系工事着工申込みの提出に当たっては、提出時点での「再エネ発電設備を設置する土地の使用の権原の取得」、「林地開発の許可の取得」等を要件としているが、これらが期限までに満たされていない案件は運転開始準備段階に入っているとは言えず、事業者は着工申込に当たって確実に満たすべき必要がある。

## <これまでの対応・課題>

- 都道府県の森林担当部局や事業者とのやり取りを通じ、林地開発許可が期限までに取得がなされていないにも関わらず、申込みを行っていることが明らかになった案件については、許可取得後の再度の着工申込を促しているところ。
- この他にも、情報提供フォームにおいても未稼働措置に関する相談が届いていることも踏まえると、要件に適合した上で着工申込が提出されていたか確認する必要がある。

## <対応>

- 措置対象のうち、以下の①～③の全てを満たす案件に対し、着工申込みの提出時点で林地開発許可の取得等の要件が満たされていたかの確認を行うこととする。
  - ① （林地開発許可の取得を要するが多い）2 MW以上の案件、
  - ② 価格維持のための着工申込受領期限を過ぎている2012年～2015年認定の案件、
  - ③ 当該期限までに着工申込が受領されている案件

# (参考) 太陽光未稼働に対する規律の全体像における本件フォローアップ<sup>o</sup>の位置づけ

法律制定 2012.7施行	2016/7/31以前に接続契約締結 (2018年12月時点で運転開始期限なし)		2016/8/1以降、 2017/3/31までに 接続契約締結
2012年度認定	<b>適用除外</b> 開発工事 本格着工済  65件/167万kW	<b>運開期限 (申込みから1年)</b>  期限までの系統連系 着工申込み有り  10,166件/431万kW  <div style="border: 2px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">             うち、2MW以上              135件/395万kW           </div> <b>今回のフォローアップの対象</b>	<b>価格変更 + 運開期限 (申込みから1年)</b>  期限までの系統連系 着工申込み無し  11,992件/208万kW
2013年度認定			
2014年度認定			<b>運開期限 (一律2020/3/31)</b>  44,455件/905万kW
2015年度認定			
2016年度認定			
前回改正法 2017.4施行	<b>運開期限 3年</b> (認定から3年後) ※環境影響評価法のアセス対象は5年(2020年度～)		
2017年度認定 以降			

## ②太陽光パネルの無断増設等への対応

### <前提・制度趣旨>

- 事後的な太陽光パネル容量の増加（過積載）は、認定時点で想定していなかった追加的な国民負担を生じさせることとなるため、2017年に制度改正によって一定規模以上増設する場合は調達価格の変更事由とすることとした。また、同様の理由から事後的な蓄電池の追加についても、2019年の制度改正によって、調達価格の変更事由（一定の条件を満たした場合は除く）となっている。

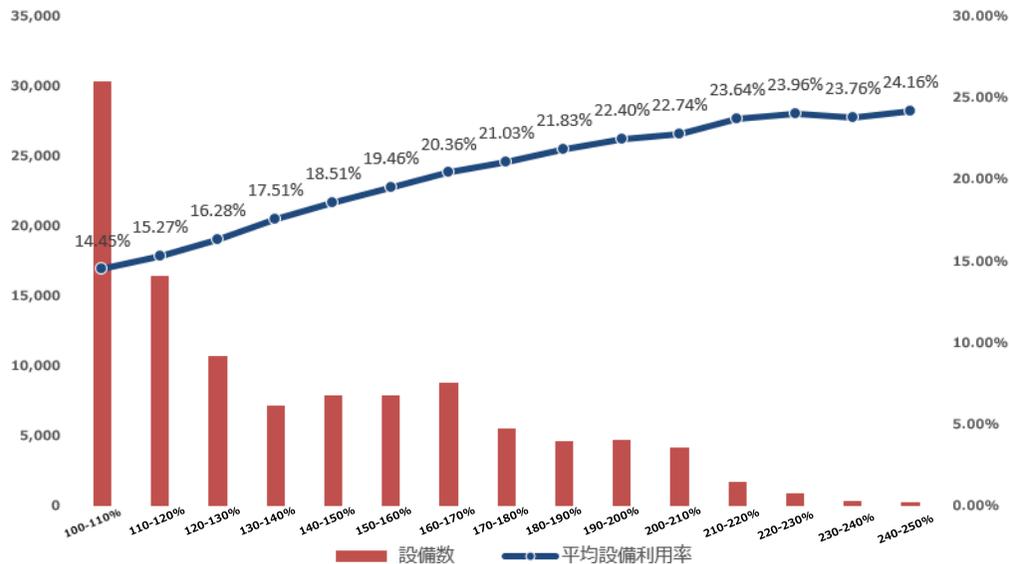
### <これまでの対応・課題>

- これまで、費用負担調整機関（GIO）において、設備利用率が一定以上の案件については、認定情報と異なる形で発電されていないか電力会社にも確認を行うなどし、適正な案件に対して交付金を交付するよう対応していた。
- しかしながら、情報提供フォームへの相談や設備利用率のデータに基づくと、認定情報と異なるパネル枚数（無断増設）や蓄電池増設を無断で行って発電している疑義のある案件が依然として後を絶たない。

### <対応>

- 設備利用率が極めて高い案件（無断増設疑義のある案件）については、必要に応じて報告徴収等を実施し、認定情報と異なるパネル枚数等で発電していることが認められた場合、認定情報に沿った発電を促すか、変更認定申請を促し、実態に沿った発電計画の下での発電を求めていくこととする。

<低圧（49.5及び49.9kW）認定設備における過積載規模と平均設備利用率>



<認定超過 無断増設疑義の事例>

該当設備過積載率	同規模・同地域平均設備利用率	該当設備平均設備利用率
148%	15.9%	39.1%
147%	17.5%	40.5%
113%	14.8%	33.3%
113%	17.5%	34.0%